

「市民参加」を考える

1. 市民参加とは

(1)定義（白井市市民参加条例）

市の施策の立案から実施及び評価に至るまで、広く市民の意見を反映させるとともに、市民と市との連携・協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政に参加すること（第2条）。

(2)目的

「参加」の基本 → 選挙（間接民主主義）

・市民参加：間接民主主義の補完（議会制民主主義の不完全）+ 行政統制

2 政策過程からみた「参加」

(1)政策過程の循環 …… 政策はライフ・ステージをもつ（循環する）

①第1段階；政策課題設定

数多くの社会問題の中から政治課題として対処するものを選別し、これを政治の舞台の議題として採り上げること

②第2段階；政策立案

設定された政治課題の中から政府の対応方策を具体化すること

③第3段階；政策決定

立案された政策案を制度上の決定権限を持つ機関が審査・審議・決定すること

④第4段階；政策実施

決定された政策を実施すること

⑤第5段階；政策評価

実施された政策に評価を下すこと

フィードバック → 第1段階へ

(2)政策過程の分業関係 …… 行政権の優越化により分業関係が変化

政策過程の担い手

（従来）

政治機関（議会）

① ② ③ ④ ⑤

行政機関



(現代行政国家) …… 多元的

利益集団

政治機関

①

②

③

④

⑤

行政機関

3. 実際の参加

(1)政策課題設定段階

対話集会、市政懇談会など(第26条)

(2)政策立案段階

本市市民参加条例第2章(第10条-第24条)参照

その他の方法(第24条):他市の場合(市民討議会、ラウンド・テーブル、ワールド・カフェなど)

次回以降、検討

(3)政策決定段階

公聴会など

(4)政策実施段階

実施段階における評価、実施段階における協働など

(5)政策評価段階

本市市民参加条例第3章(第25条)参照

cf. 事業仕訳けなど

(外部評価制度)